

議 第 3 号

無料低額宿泊所等に係る法制度の整備を求める意見書

上記議案を別紙のとおり茨城県議会会議規則第14条第1項の規定により提出します。

平成24年3月22日

茨城県議会議長 磯崎 久喜雄 殿

提出者 茨城県議会議員 海 野 透

同 桜井 富夫

同 葉梨 衛

同 西條 昌良

同 白田 信夫

同 福地 源一郎

同 石井 邦一

同 西野 一

同 長谷川 修平

同 江田 隆記

同 井手 義弘

議 第 3 号

無料低額宿泊所等に係る法制度の整備を求める意見書

上記議案を別紙のとおり茨城県議会会議規則第14条第1項の規定により提出します。

平成24年3月22日

茨城県議会議長 磯崎 久喜雄 殿

提出者 茨城県議会議員 海野 透

同 石川 多聞

同 桜井 富夫

同 葉梨 衛

同 西條 昌良

同 田山 東湖

同 白田 信夫

同 藤島 正孝

同 福地 源一郎

同 江田 隆記

無料低額宿泊所等に係る法制度の整備を求める意見書

雇用情勢の悪化を受け、住まいを失った生計困難者に対して無料又は低額な料金で提供される住宅や宿泊施設の設置が増加している。

このような中、一部の事業者が営利目的で無料低額宿泊所を開設し、利用者に劣悪な居住環境を強いたり、利用者の同意を得ずに生活保護費等から施設利用料の徴収や金銭の預かりを行う、いわゆる「貧困ビジネス」などの問題が発生している。

無料低額宿泊所を提供する事業は、社会福祉法の第二種社会福祉事業に位置づけられているものの、同法において、施設設置基準等の具体的な定めがなく、事業開始後の届出が義務付けられているだけであり、比較的容易に設置することが可能である。

このため、各地方自治体においては、国の「無料低額宿泊所の設備、運営等に関する指針」等に基づき、事業者等を指導しているところであるが、法的位置付けのない施設については行政指導も困難であることから、対応に苦慮しているところである。

よって、国においては、無料低額宿泊所等の適正な運営を確保するため、施設の開設にあたっては届出制ではなく、市町村長の同意を踏まえた許認可制に改めるよう強く要望する。

以上、地方自治法第99条の規定により意見書を提出する。

平成24年 月 日

茨城県議会議長 磯崎 久喜雄

(提出先)

衆議院議長
参議院議長
内閣総理大臣
厚生労働大臣
内閣官房長官